

○警察署当直勤務等に関する規程の基準について

(平成5年1月25日例規第1号)

この例規は、奈良県警察処務規程(昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号)第50条第2項の規定に基づき各警察署長が定める警察署当直勤務等に関する規程について、その基準を定めたものです。